

学校法人京都産業大学公益通報等に関する規程

制 定 平成28年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、学校法人京都産業大学（以下「本法人」という。）の業務に関し、法令、寄附行為若しくは本法人の諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「法令等違反行為」という。）が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備し、もって本法人の健全な発展に資することを目的とする。

(公益通報者)

第2条 本法人の職員、本法人に派遣されている派遣労働者及び本法人取引先の労働者等（以下「職員等」という。）は、法令等違反行為に関する通報及び相談（以下「公益通報等」という。）を行うことができる。

(他規程との関係)

第3条 法令等違反行為が次の各号に掲げる規程に抵触する場合には、当該規程に則り対応するものとする。

- (1) 京都産業大学セクシュアル・ハラスメントの防止及び対応ガイドライン
- (2) 京都産業大学人権侵害・ハラスメントの防止及び対応ガイドライン
- (3) 京都産業大学研究費執行における不正防止規程

(通報窓口)

第4条 公益通報等を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）は、監査室とする。

(公益通報等の方法)

第5条 公益通報等は、自らの氏名及び連絡先を明らかにした上で、文書又は電子メールで行うものとする。ただし、匿名により通報が行われた場合、通報窓口は、当該通報を信ずるに足る相当の理由、証拠等があるときに限りこれを受け付けることができる。

(禁止事項)

第6条 職員等は、憶測又は虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的をもって公益通報等を行ってはならず、不正の目的をもって行われた公益通報等については、この規程の適用をうけないものとする。

(公益通報等への対応)

第7条 監査室は、職員等から公益通報等があったとき、公益通報等を行った職員等に対し速やかに公益通報等を受けた旨を通知するとともに、その内容に応じて迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 監査室は、公益通報等の取扱いにおいて、高度の専門性を要すると判断した場合は、理事長の許可を得て弁護士等外部の専門家に意見を求めることができる。

(検討の実施)

第8条 監査室は、公益通報等の報告を受けたときは、直ちに当該公益通報等に係る事実関係について調査を実施するか否かの検討を行うものとする。

- 2 監査室は、前項の検討結果を理事長に報告するとともに、公益通報等を行った職員等に通知するものとする。

3 第1項の検討の結果、調査を実施しないこととしたときは、その理由を付して前項の通知をするものとする。

(調査委員会の設置)

第9条 監査室は、前条第1項の検討の結果、公益通報等に係る事実について調査が必要であると認めるときは、調査委員会を設置するものとする。

2 調査委員会は、理事長が指名した者で構成する。

(調査の実施)

第10条 調査委員会は、通報された事実について、書類調査、実地調査、聞き取り調査その他の適切な方法により調査を行う。

2 公益通報等に関係する者は、通報内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、虚偽説明、偽装等を行うことなく事実を遅滞なく報告しなければならない。

3 調査委員会は、調査の進捗状況を理事長に報告するとともに、調査した結果を理事長及び公益通報等を行った職員等に報告しなければならない。

(遵守事項)

第11条 調査等に関わる者は、その職務の遂行に当たって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 公益通報等を行った職員等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。

(2) 調査対象所属及び調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。

(3) 常に公平不偏な態度を保持し、すべて事実に基づいた調査を実施すること。

(4) 公益通報等を行った職員等を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること。

(5) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏えいしないこと。

2 調査等に関わる者は、その職を離れた場合であっても、前項第4号及び第5号に定める事項を遵守しなければならない。

3 調査等に関わる者は、自らが関係する公益通報等に関する事実の調査に関与してはならない。

(是正措置等)

第12条 理事長は、調査の結果、法令等違反行為の存在が確認された場合、速やかにその是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

2 監査室は、前項の措置の内容を公益通報等を行った職員等に通知しなければならない。

(懲戒)

第13条 調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合、当該行為に関与した本法人の職員に対し、学校法人京都産業大学就業規則に基づき懲戒を行うことができる。

(不利益取扱いの禁止)

第14条 本法人は、公益通報等を行ったことを理由として当該職員に対し、免職、降任、降格その他不利益な取扱いを行ってはならない。

(事後確認)

第15条 監査室は、是正措置等を実施後、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。

(1) 法令等違反行為の再発がないこと。

(2) 是正措置及び再発防止策が機能を果たしていること。

(3) 公益通報等を行った職員等への不利益な取扱いがないこと。

(補則)

第16条 この規程に定めのない事項については、公益通報者保護法その他関係法令に従うものとする。

(事務)

第17条 この規程に関する事務は、監査室において行う。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、常任理事会で決定する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。